

令和7年度

第三回大阪府企業立地等投資促進審議会

資料 1

企業立地優遇制度の見直しの方向性について (答申案)

令和7年7月29日

大阪府企業立地等投資促進審議会

企業立地優遇制度の見直しの方向性について（答申）

目 次

1. はじめに	2 頁
2. 審議の進め方	2 頁
3. 成長特区税制について	3 頁
4. 産業集積促進税制及び府内投資促進補助金について	6 頁
5. おわりに	8 頁
大阪府企業立地等投資促進審議会 委員名簿	9 頁

1. はじめに

大阪府（以下「府」という。）では、成長産業特別集積区域（以下「成長特区区域」という。）への「新エネルギー」や「ライフサイエンス」といった成長産業の集積を目的とする「成長特区税制」や、産業集積促進地域（以下「産業集積地域」という。）に中小企業の集積を促進する「産業集積促進税制」、「府内投資促進補助金」などの税制優遇制度や補助制度を運用してきた。

一方、全国的に産業用地は減少傾向にあり、府が指定する成長特区区域及び産業集積地域においても集積可能な用地は極めて限定的な状況にある。また、最近の企業の投資動向を見ると、「建物や設備等の高付加価値化に向けた再投資」の動きが活発になっているが、成長特区区域及び産業集積地域以外では府の支援施策が無いことから、まちづくりの主体となる市町村の立地施策との連携が不十分であるとともに、再投資を機とした府外への企業流出につながる恐れもあり、今後、万博開催を機とした大阪の成長を持続させるためにも、企業立地優遇制度の見直しが必要となっている。

こうした点を踏まえ、府から企業立地の促進をはじめとする大阪の成長に資する企業の投資の促進に関する政策及び有効な具体的方策として、「成長特区税制」、「産業集積促進税制」及び「府内投資促進補助金」の見直しの方向性について諮問がなされたため、本審議会において審議を行った。

2. 審議の進め方

審議に当たっては、府を取り巻く企業の立地状況や投資動向等を踏まえた上で、各優遇制度の概要や運用状況、現行制度の課題等について事務局から説明聴取を行い、これに基づき審議を行った。

今回の審議対象となる企業立地優遇制度には、成長産業に関する成長特区税制と産業集積に関する税制・補助金があり、それぞれ対象地域や対象者等の規定内容が異なることから、制度ごとに現状及び課題を確認したうえで、審議会としての今後めざすべき方向性について審議することとした。

審議経過は以下のとおりである。

大阪府企業立地等投資促進審議会 審議経過	
第1回（令和7年6月18日）	○企業立地優遇制度の見直しについて （現行制度の課題等について）
第2回（令和7年7月2日）	○企業立地優遇制度の見直しについて （新たな制度の方向性について）
第3回（令和7年7月29日）	○「企業立地制度優遇の見直しの方向性について（答申案）」について

3. 成長特区税制について

(1) 現状について

成長特区税制は、平成 24 年 11 月に関西イノベーション国際戦略総合特区に指定された区域を成長特区区域とし、「新エネルギー分野」と「ライフサイエンス分野」に係る成長産業を集積すべく制度を創設。その後、平成 28 年に制度を一部改正し、府独自で成長特区区域の指定を行える要件を規定するとともに、支援対象とする技術として、新エネルギー分野に水素技術を、ライフサイエンス分野に健康関連の技術を追加した。

制度創設以降、25 社の成長産業事業計画を認定（うち 5 件認定取消、1 件事業廃止）し、約 9 億 5 千万円の減税を行ったところ。

成長産業として集積した企業による投資額（予定を含む）は 1,000 億円を超えるとともに、約 650 人の新規雇用（予定を含む）が生み出されている。また、現時点の成長特区区域における分譲可能用地は約 1.6ha を残すのみとなっており、成長産業の集積が図られたものと考えられる。

◆成長特区税制の実績

(単位：ha、件)

成長特区区域	区域指定時の面積	現状の分譲可能面積	認定件数
彩都西部地区	95.9	無し	6
大阪大学吹田キャンパス、国立循環器病研究センター	107.8	無し	2
大阪駅周辺（うめきた等）	84.6	無し	4
夢洲・咲洲・阪神港	1,165.8	無し	6
大阪公立大学なかもずキャンパス	記録なし	無し	—
京都大学複合原子力科学研究所	32	無し	—
関西国際空港	111.8	無し	1
北大阪健康医療都市（健都）区域	8.4	1.6	3
未来医療国際拠点区域（中之島）	0.86	無し	3
計	1,607.16	1.6	25

(2) 課題について

成長特区税制における課題として、大きく 2 点考えられる。

① 支援対象分野について

現行制度では、支援対象分野を「新エネルギー分野」と「ライフサイエンス分野」に限定しているが、その他の新たな成長分野への投資を支援できない点が課題として挙げられる。

② 成長特区区域について

既存の成長特区区域では、新たに立地できる用地が極めて限定的であり、事業拡充に向けた、立地・投資を検討しても成長特区区域内では、ほぼ実現の可能性が無い状況にある。このため、対象となる企業は区域外で対応せざるを得ず、こ

うした事象は、産業集積の流れを阻害するだけでなく、企業の府外流出につながる恐れも懸念されるところである。

(3) 制度見直しにおいてめざすべき方向性について

事務局からの説明を踏まえ、審議会として成長特区税制の見直しにおいてめざすべき方向性を以下のとおりと考える。

① 支援対象分野の追加を検討すべきである

国では「第6期科学技術・イノベーション基本計画（令和3年3月26日閣議決定）」の実行計画として「統合イノベーション戦略」を策定しており、先端科学技術のうち、戦略的に推進する分野を重点分野と位置付け、基礎基盤分野と応用分野に分け示されている。応用分野の中には、現行制度で支援対象としているライフサイエンスの取組みに通じる「健康・医療」や新エネルギーに留まらずカーボンニュートラルに資する取組みとして「環境エネルギー」が掲げられているところ。

また、これからの大阪の成長を支えるとともに、イノベーションを創出する源泉となるスタートアップでも、ライフサイエンスの取組みが進んでいるとともに、カーボンニュートラルの取組みが活発化している。

民間で実用化が進められている技術としても、e-メタンやペロブスカイト太陽電池といった新エネルギー分野における取組みが挙げられる一方で、放射冷却素材やCO₂の削減に寄与するCO₂吸収コンクリートなどといった、カーボンニュートラルに資する技術についても産業化の可能性が期待されている。

支援対象分野の検討に当たっては、これまでの支援の流れを踏まえる必要があるため、現行制度における対象分野を基本としつつ、追加拡充すべき分野を検討すべきと考える。このため、「ライフサイエンス分野」については、引き続き支援を継続するとともに、新エネルギーについては、温室効果ガスの排出量と吸収量を均衡させる「カーボンニュートラル分野」に支援の幅を広げることが適切と考える。

また、国が掲げる統合イノベーション戦略における「基礎技術分野」や、スタートアップでも取り組まれている「ものづくり/素材分野」は、様々な産業の基盤となる分野であり、成長産業の裾野の広がりや、地域の既存産業への波及などが期待できるとともに、先端モビリティ産業や宇宙産業といった新たな産業の育成・定着につながる可能性やクライメートテックへの貢献も考えられる。

このため、先端基盤技術のうち、革新的な製品等に関する研究開発・製造や、従来の性能を飛躍的に向上させる製品等に関する研究開発・製造といった「イノベーションの創出に資する先端基盤技術」についても支援対象とする方向で検討すべきである。

なお、先端基盤技術の範囲は広いため、具体的な支援範囲としては、国の統合イノベーション戦略の「基礎技術分野」を参考に、AI技術、量子技術、先端マテリアルを、また、さまざまな先端産業に活用される産業用電子機器（例 半導体・センサー）を指定することが考えられる。

※基礎技術分野のうち、バイオテクノロジーはライフサイエンス分野及びカーボンニュートラル分野での対応が考えられる。またフュージョンエネルギーはカーボンニュートラル分野での対応が考えられる。

◆統合イノベーション戦略 2025

基礎技術分野：AI 技術、バイオテクノロジー、量子技術、マテリアル、フュージョンエネルギー
 応用分野：環境エネルギー、安全・安心、健康・医療、宇宙、海洋、農林水産業、デジタル社会・インフラ

◆J-Startup KANSAI の選定企業の取組み ※J-Startup KANSAI：国が認定するスタートアップ機関

	現行制度で支援対象となる可能性		
医工/バイオ/ヘルスケア (26 件)	24 件 (ライフ)	1 件 (対象外)	1 件 (要検証)
環境/エネルギー (16 件)	6 件 (新エネ)	7 件 (CN)	3 件 (要検証)
ものづくり/素材 (13 件)	4 件 (新エネ)	7 件 (対象外)	2 件 (要検証)

② 成長特区区域の指定要件について見直しを行うべきである

成長特区区域内で研究・開発された先端技術を実際に商品化する際は、ものづくり企業との連携が不可欠となる。一方、成長特区区域の産業用地が限られるため、こうした連携企業は区域外で立地・投資をせざるを得ず、成長特区として今後の広がりが期待できない。

また、現行制度では面的支援（立地場所に着目した集積）に限定しているが、昨今のインフラの発達により、企業間でのコミュニケーション手段が多様化している点を踏まえると、今後はネットワーク的な動き（企業間の事業関連性に着目した集積）も支援していくべきと考える。

このため、成長特区区域における取組みと密接な関わりがある府内投資についても支援できるよう成長特区区域の指定要件を見直すべきである。

また、現行制度では成長特区区域の指定要件の一つとして、中核となる研究開発等の機関の存在を規定しており、これまでに実施された成長特区区域の追加では、ライフサイエンスに関する国や民間の研究機関をもって指定されたところ。

一方、他県では、企業の大型投資が地域経済を大きくけん引するような事例も生じており、こうした点を踏まえると、企業が地域の中核となりうる場合もあり得ると考える。既存の成長特区区域に残された産業用地が限定的な中、さらなる成長産業の集積には、新たな成長特区区域の指定が必要と考えるが、中核となる研究開発等の機関の要件について、現状に即した柔軟な運用を求める。

4. 産業集積促進税制及び府内投資促進補助金について

(1) 現状について

両制度は、府内企業の転出超過の状況が続く中、住工混在の解消による環境改善に着目し、既存工業集積地の維持・発展に向け、企業の府外流出に歯止めをかけるとともに、地域経済の活性化や雇用の確保を図るため、まちづくりの主体である市町村と連携し、産業集積を促進することを目的として設けられた。

両制度とも、市町村長の申出により知事が指定する産業集積地域を優遇制度の対象とするとともに、中小企業に限定した支援策として実施されている。

産業集積地域は令和7年6月末時点で86地域あり、同地域内において過去10年間で税制は延べ175件、補助金は79件の実績があるほか、市町村へのアンケートにおいても企業集積が促進・維持できているとの回答を得るなど、同地域内での産業集積が促進されたものと考えられる。

◆産業集積促進税制・府内投資促進補助金の実績（H27～R6）

年度	産業集積促進税制 (土地、家屋合計)		府内投資促進補助金	
	件数	軽減額	件数	補助額
H27	21件	1億9,268万円	8件	1億7,972万円
H28	11件	501万円	8件	1億8,163万円
H29	24件	1億177万円	6件	1億3,898万円
H30	25件	6,399万円	12件	3億2,969万円
R1	18件	4,414万円	14件	3億2,525万円
R2	12件	5,163万円	11件	3億3,000万円
R3	11件	4,448万円	8件	2億4,000万円
R4	29件	9,863万円	7件	1億9,560万円
R5	22件	7,140万円	3件	9,000万円
R6	2件	1,372万円	2件	6,000万円
計	175件	6億8,745万円	79件	20億7,087万円

(2) 課題について

両制度の課題として、大きく3点考えられる。

①地域要件について

これまでの取組みによって、産業集積地域内における工場の集積が促進された一方、地区計画の策定を求めている準工業地域については、既に住工混在の状況があるなどで計画策定のハードルが高いこともあり、市町村長からの地域指定の申出が行われず、府の支援を合わせて活用することが有効であるにもかかわらず、市町村が独自に講じている企業立地の優遇措置でしか投資を支援できていない地域が多く存在している。

また、地域の特性を活かした付加価値の高い事業を促進し、地域の成長発展を

支援する地域未来投資促進法の目的に基づき、府内市町村において、同法によるインセンティブを活用し、地域経済をけん引する企業の立地を促進しようとする動きが見られるが、こうした地域も現行制度においては府の支援対象となっておらず、市町村のまちづくり施策やニーズに十分対応できないケースが生じている。

②対象企業について

現行制度では中小企業のみを対象としているが、中堅企業が産業競争力強化法において新たに定義づけされるなど、地域経済の牽引役として期待されている。

また、府が令和6年度に府内の中堅企業を対象に行った調査においても、全体の7割以上が売上高100億円を超えているほか、9割の中堅企業が部素材等を府内中小企業から調達している状況が明らかとなっているが、現行制度はこのように府経済の中でも重要な立ち位置を占めている中堅企業が制度の対象外となっている。

③府内投資促進補助金における雇用要件について

府内投資促進補助金は、補助金申請の時点と操業時点で府内常用雇用者の総数が減少しないことを要件としているが、現在、多くの企業は深刻な人手不足や生産性向上に向けた設備投資によって、自動化・省力化を進めていくことが避けられない状況にある。

制度を設けた頃とは企業を取り巻く経営環境も大きく変化しており、企業の事情によっては、現行の雇用要件が厳しく、再投資により地域で頑張ろうとする企業が制度を利用できない恐れがある。

(3) 制度見直しにおいてめざすべき方向性について

事務局からの説明を踏まえ、審議会として両制度の見直しにおいてめざすべき方向性は以下のとおりと考える。

①産業集積地域の指定要件の見直しを行うべきである

地区計画の策定を要件としている準工業地域については、まちづくりの主体として、産業集積の維持・促進を図ろうとする市町村との連携を一層深化させ、府として効果的に産業集積を図っていくため、集積促進の指定要件を見直すべきである。

また、市町村が地域未来投資促進法に基づき企業立地を促進する区域（市街化調整区域及び農地）についても、府として連携して支援できるように産業集積地域の指定を可能とすべきである。

②対象に中堅企業を追加すべきである

府調査の結果などを踏まえると、地域経済を牽引する中堅企業の存在・役割は大きいものと考えられる。現在指定している産業集積地域内においても、既に一定数の中堅企業の工場が存在し、その大半が府内中小企業から調達を行っている。

こうした状況を踏まえれば、中堅企業のサプライチェーンに連なる府内ものづくり中小企業の振興につなげるため、制度の対象に中堅企業を追加し、支援を行うべきである。

なお、制度の見直しに当たっては、中堅企業を対象に追加することで、中小企業への支援にマイナスの影響が生じないように、支援に必要な予算の確保等について留意する必要がある。

③ 府内投資促進補助金における雇用要件について柔軟な取り扱いを検討すべきである

府内投資促進補助金は、補助金申請の時点と操業時点で府内常用雇用者の総数が減少しないことを要件としているが、

近年、多くの企業が人材不足への対応を含め、生産性向上による経営力強化のため、自動化・省力化に取り組むことが不可避な状況にあり、雇用の確保を補助金交付の要件とすることが難しくなりつつある。

しかし、産業集積の優遇施策を行う目的として雇用の確保は無視できないものであるとともに、現在規定している雇用要件を除外することが、雇用の減少を行政として容認するようなメッセージとして受け取られることのないよう配慮する必要がある。そのため、現状の雇用に関する要件は維持しつつ、自動化・省力化や人手不足の状況を踏まえた柔軟な取扱いについて検討すべきである。

なお、要件化は求めないが、今日的課題とされる人材確保・育成に資する、働き続けられる職場環境づくりについて、その取組状況を確認することも重要であるということを申し添える。

5. おわりに

企業立地優遇制度を通じた産業集積は、大阪がこれからも持続可能な成長を続けるためには、重要な要素の一つと言えるものであり、今回、成長産業のさらなる集積に向けた「成長特区税制」や、中小・中堅企業の集積に向けた「産業集積促進税制」、「府内投資促進補助金」について答申を行ったところ。

一方、企業の投資動向や支援が必要となる分野は日々変化するものと考えられるため、現状に即した支援を行っていくため、今後も必要に応じ、適宜、見直しについて検討されたい。

また、本審議会の議論において、企業立地施策の効果的な運用には、まちづくりの主体となる市町村との連携が不可欠であることが確認された。このため、新たな企業立地優遇制度の運用にあたっては、市町村との連携についても十分意識して取組みを進めてもらいたい。

大阪府企業立地等投資促進審議会 委員名簿

氏 名	職 名
あずま ひろのぶ 東 博暢	株式会社日本総合研究所リサーチ・コンサルティング部門 プリンシパル
すが あいこ 須賀 亜衣子	ルートエフ・データム株式会社 エグゼクティブ・フェロー
すずき ようたろう 鈴木 洋太郎	大阪公立大学大学院経営学研究科 教授
はまだ たけし 濱田 剛史	大阪府市長会 会長
ふじた のりこ 藤田 法子	大阪商工会議所 地域振興部 部長
ふじはら としじ 藤原 敏司	大阪府町村長会 会長
やました きやか 山下 紗矢佳	武庫川女子大学経営学部経営学科 准教授

(五十音順・敬称略)